

「簡易な施工計画」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成29年7月1日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成29年7月1日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**PDF形式に変換**して申請してください。

なお、簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も、なるべく**PDF形式にて提出**するようにしてください。

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R7企総管 川口発電所 除塵機取替工事（一部債務負担）

評 価 項 目	「工程管理」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画 本工事は、非出水期での施工であり、現場作業の期間が制約されている。また、川口ダムに関連工事（R7企総管 川口ダム 2号洪水吐ゲート巻上機取替工事（一部債務負担））を実施予定であり、狭い区域で工事が輻輳することが想定されるため、関連工事と調整を図りながら施工を進める必要がある。限られた期限内に確実に工事を達成するため、下記の事項について、全て記述すること。 ① 工期内完成のための具体的な工程管理 ② 関連工事との工程調整の留意事項 ③ 除塵機設備等の機器製作の納期の設定 ④ 除塵機設備等の据付計画	

※「簡易な施工計画(補足：工程表)」を必ず添付すること。
※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R 7 企総管 川口発電所 除塵機取替工事（一部債務負担）

評 価 項 目	「工程管理」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
① 工期内完成のための具体的な工程管理 ② 関連工事との工程調整の留意事項 ③ 除塵機設備等の機器製作の納期の設定 ④ 除塵機設備等の据付計画	

※「簡易な施工計画(補足：工程表)」を必ず添付すること。
※A４版１枚（１ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。
工 事 名：R7企総管 川口発電所 除塵機取替工事（一部債務負担）

評 価 項 目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
本工事は、川口発電所の取水口にある除塵機の取替工事を行うものである。当該施工箇所は、川口ダム本体の貯水池に面したところであり、周辺には人家が点在している。また、工事用進入路としての堤上道路（14t重量制限）は、地域住民の生活道路としても利用されている。このような条件下で、工事による騒音、振動、埃等が周辺環境に与える影響が懸念される。 このため、下記の項目について、工事が与える影響をできる限り軽減するために、施工上配慮すべき事項を具体的に記述すること。 ① 近隣住宅、住民に与える影響を軽減するための配慮事項 ② 河川環境に係る影響を軽減するための配慮事項 ③ 除塵機取替工事の現場作業における安全対策の配慮事項 ④ 現道交通に与える影響を軽減するための配慮事項	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。
工 事 名：R 7 企総管 川口発電所 除塵機取替工事（一部債務負担）

評 価 項 目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画	
① 近隣住宅、住民に与える影響を軽減するための配慮事項	
② 河川環境に係る影響を軽減するための配慮事項	
③ 除塵機取替工事の現場作業における安全対策の配慮事項	
④ 現道交通に与える影響を軽減するための配慮事項	

※A 4 版 1 枚（1 ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

＜記述上の留意点＞

商号又は名称：_____

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名： R〇〇 〇〇〇〇〇工事 ←※工事名が間違っていないか確認を！

評 価 項 目	「施工上の課題への対応」の的確性
具 体 的 な 施 工 計 画	
〇〇ということ（工事特性）に鑑み、〇〇する観点から、次の事項について記述すること。 ① 〇〇・・・ ② △△・・・ ③ ■■・・・ ④ ××・・・ ※①～④の記述に対して、他の項目で評価することはないので、 テーマに沿った記述になっているか、再確認すること 特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る「簡易な施工計画（補足：工程表）」を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさは規格は10.5ポイント以上とする。 なお、「記述枠」の規格値は縦21.0cm、横17.0cm以内とし、55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないので注意すること。 また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。 ① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合 ② 「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から5mmを超えて大きい場合 ③ 「記述枠」内に56行以上の記述がある場合 ④ A4版でない場合 ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合 注1：手書きの場合も同様とする。 注2：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。 注3：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。 注4：空白行は、行数に含めない。 注5：写真・図は行数に含めないが、表中の行は行数に含める。	
＜記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限＞	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。